

## 7. 春日井市

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

### 【1】自治体の基本的あり方について

- ①憲法、地方自治法などをふまえて、住民1人1人が人間としての尊厳が保障され、健康で文化的で平和的な生活を送れるように自治体の施策を進めてください。（企画政策課）

【回答】

第五次春日井市総合計画において、「人と地域が輝き、安全安心で躍動する都市」の実現をめざして施策を進めており、今後も市の計画的な施策推進に努めていきます。

- ②「住民の福祉の増進を図る」という地方自治の目的に沿って、国の施策に左右されることなく、住民の利益への奉仕を最優先してください。（企画政策課）

【回答】

今後も引き続き、住民に最も身近な基礎自治体として、市民の皆様が望まれるサービスの提供に努めていきます。

- ③地域主権改革関連法（第1次～第3次分）による義務付け・枠付への見直し（最低基準の見直し）につて、現行の基準を引き下げることなく住民サービス充実の視点から基準の向上をめざしてください。（総務課）

【回答】

最低基準の見直しについては、市では、地域の実情や市民の意見を反映させるため、各基準についてパブリックコメントを実施しました。今後も、地域主権改革が進む中、地域の実情、市民の意見や現状の課題を把握し、基準の設定に係る事務に活かしていきたいと考えます。

- ★④徴税を強める愛知県地方税滞納整理機構については、徴税は自治体の業務であることをふまえて、滞納整理機構に税の徴収事務を移管しないでください。参加していない市町村は今後とも参加しないでください。税滞納世帯の解決は、住民の実情をよくつかみ、相談にのるとともに、地方税法第15条（納税緩和措置）の適用をはじめ、分納・減免などで対応してください。（収納課）

【回答】

当市では、平成24年4月から9月まで、試行的に県地方税滞納整理機構へ参加しましたが、今後の機構への参加の可否は、費用対効果等、様々な角度から考慮する中で決定したいと考えています。

### ★【2】福祉医療制度について

- ①福祉医療制度（子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療）を縮小せず、存続・拡充してください。（保険医療年金課）

【回答】

現在、県におきまして福祉医療制度の見直しが進められており、本年度中に見直し案が示される予定となっていますので、今後の県の動向を注視していきます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付（窓口無料）で実施してください。（保険医療年金課）

【回答】

平成22年7月より子ども医療費助成の通院に係る対象者を小学校3年生から中学校3年生まで拡充したところですので、現在のところ、18歳までの拡充は考えていません。

- ③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。  
(保険医療年金課)

【回答】

精神障害者保健福祉手帳1級又は2級を所持している方については、本年10月診療分より全疾病を対象とし、自己負担分の2分の1に相当する額を助成します。なお、助成方法については、償還払い方式となります。

- ④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。

(保険医療年金課)

【回答】

後期高齢者医療被保険者で、身体・知的障がい者など、母子・父子家庭、精神障がい者(精神障害者保健福祉手帳1級又は2級所持者)が医療機関などで受診した場合には、入通院に係る医療費の自己負担分を助成しています。また、本市では県制度よりも対象を拡充して、非課税である独り暮らし高齢者、自立支援医療(精神通院医療)受給者を助成対象としています。

【3】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ①介護保険料を引き下げてください。なお、介護保険料段階は、多段階に設定して、低所得段階の倍率を低く抑え、応能負担を強めてください。  
(介護保険課)

【回答】

介護保険料については、被保険者の所得状況や世帯の市民税課税状況を基に負担能力に応じて設定されています。平成24年度からの第5期保険料の設定では、3段階を細分化して低所得者層に配慮しました。また、市民税本人課税層への保険料率の激変緩和措置及び保険料区分の他段階設定を行い、所得区分を8段階から10段階としました。

- ②低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。(介護保険課)

【回答】

介護保険料の減免については、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合には、減免を行っています。

- ★③低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。(介護保険課)

【回答】

介護サービスの利用料の減免については、災害や生計中心者の死亡、長期入院などの事情がある場合、一時的に負担額を軽減する制度があります。また、世帯の市民税課税状況及び本人の所得状況に応じて負担上減額を定めた高額介護サービス費の支給制限や、施設入所者の居住費・食費の特定入所者介護サービス費等により、低所得者への負担軽減制度が行われています。

- ★④要支援者を介護保険からはずす「介護予防・日常生活支援総合事業」は実施せず、介護保険による介護予防サービス及び地域支援事業を充実してください。(介護保険課)

【回答】

本市では、「介護予防・日常生活支援総合事業」は第5次春日井市高齢者総合福祉

計画では実施いたしません。

- ★⑤特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。  
(介護保険課、高齢福祉課)

【回答】

平成 23 年度末現在、市内には特別養護老人ホーム 7 施設、小規模特別養護老人ホーム 4 施設があります。

また、特別養護老人ホーム、小規模多機能型居宅介護については、高齢者総合福祉計画に掲げる整備目標達成に向け、社会福祉法人等による整備を支援していきます。平成 23 年 3 月に策定した第 5 次高齢者総合福祉計画においては、平成 24 年度から 26 年度までの 3 年間に、小規模多機能型居宅介護を 7 か所、認知症高齢者グループホームを 3 か所、小規模特別養護老人ホームを 2 か所整備する目標を掲げています。

- ⑥地域包括支援センターを中学校区毎に設置し、最低1カ所は市町村直営としてください。また委託されたセンターの職員が責任もって働き続けられるよう委託費を引き上げてください。

(介護保険課)

【回答】

地域包括支援センターについては、人口規模や地域のバランスを考慮して設置され、市はその責任主体として、運営について適切に関与しています。

また、委託費については、地域包括支援センターの事業実施について必要な経費を見込んだ上で決定しています。

- ⑦介護・福祉労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。  
(高齢福祉課)

【回答】

地域で介護を担う人を育成することを目的として、高齢者や障がい者の家族を介護している方または、過去に介護していた方がホームヘルパー 2 級課程を修了した場合には、受講料の一部を助成しています。

## (2) 高齢者福祉施策の充実について

- ★①高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。  
(高齢福祉課)

【回答】

生活支援としては、配食サービス利用助成や介護認定前的高齢者を対象に、ホームヘルパーを派遣し、家事援助を実施しています。

また、市内 23 の地区社会福祉協議会では、事前に登録をした高齢者や障がい者等に、日常生活での簡単な支援や電話での安否確認等を行う「ちょっとお助けサービス」を実施しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。  
(交通対策課)

【回答】

かすがいシティバスは、民間バスが運行しておらず、高齢者が多く住んでいる地域を中心にバス路線を設置しています。また、75 歳以上の高齢者は運賃を 200 円から 100 円に割り引く制度を実施し、障がい者については、手帳所持者を無料としています。

ウ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。(高齢福祉課)

【回答】

社会福祉協議会では、介護予防活動支援事業として市内 8 か所の公民館等で高齢者の交流場所を提供しているほか、地区社会福祉協議会でも、ふれあいサロン事業やいきいきサロン事業として、地域の施設において交流会を実施しています。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。(住宅施設課)

【回答】

市営住宅の各住棟の 1 階出入り口には、スロープを設置しています。また、平成 18 年度以後に供用開始した住戸については、玄関戸を僅少な段差に留めるため、全て引き戸としています。

中層(3 階建て)以上の住棟にはエレベーターを設置する事業を計画し、平成 22 年度に市営秋ヶ島住宅 A 棟に設置しました。

②配食サービスは、最低毎日 1 回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

(高齢福祉課)

【回答】

平成 23 年度から、配食サービスを週 4 回に拡大しました。1 食あたりの助成額は 300 円で、自己負担額 260 円から当該サービスを利用することが可能です。また、会食方式については、地区社会福祉協議会が行っているふれあいサロン事業において既に実施しています。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。(介護保険課)

【回答】

要介護の認定者で、身体障がい者手帳の交付を受けている方等と障がいの程度が同程度の方については、障がい者控除の対象としています。要介護状態でも、障がい高齢者の日常生活自立度や認知症高齢者の日常生活自立度が両方とも自立又はほぼ自立に該当する場合については、当市では障がい者控除の対象から除いています。

②すべての要介護認定者に「障がい者控除対象者認定書」または「障がい者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。(介護保険課)

【回答】

平成 24 年 1 月末頃に、65 歳以上、要介護 1～5、かつ障がい高齢者の日常生活自立度や認知症高齢者の日常生活自立度等が一定の基準を満たす方に対して、障害者控除対象者認定書を送付しました。

2. 高齢者医療などの充実について

①後期高齢者及び国保の高額医療・高額介護合算療養費は、該当者に個別に申請書を送付してください。(保険医療年金課)

【回答】

該当者には個別に申請勧奨を行っていますが、申請が煩雑になるため、申請書の

送付は検討していません。

- ②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。また、短期保険証は、発行しないでください。（保険医療年金課）

【回答】

資格証明書及び短期保険証の発行は、被保険者間の負担の公平の観点から保険料を納付する資力が十分にありながら、特段の事情もなく長期間に渡って、保険料を納めていただけない方に対してやむを得ず行うものであり、機械的に実施するものではありません。

### 3. 子育て支援などについて

- ①妊産婦健診は、初回の健診はもちろんのこと、産前14回、産後1回を無料で受けられる恒久的な制度にしてください。（子ども政策課）

【回答】

妊婦健診については、平成 23 年度に、クラミジア検査や、HTLV-1 検査等が追加されて妊娠期に必要な健診項目を充実させながら出産までの健康管理を図っているとところです。産後健診の助成については、県の今後の動向を見守っていきます。

- ★②就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付け、申請手続きに民生委員の証明が必要な場合はなくしてください。また、年度途中でも申請できることを周知徹底してください。支給内容を拡充してください。（学校教育課）

【回答】

春日井市では、就学援助の認定対象者数が、平成 19 年度 1,171 人、平成 20 年度 1,188 人、平成 21 年度 1,356 人、平成 22 年度 1,487 人、平成 23 年度 1,515 人と、ここ数年は毎年 1 割程度ずつ増加しています。平成 18 年度に準要保護者に対する国庫負担の廃止されて以降、市の財政的負担は急速に増加してきましたが、就学援助の内容を据え置き、制度が後退することのないよう努めてきました。現状では、本市の認定基準は近隣市町と比較しても決して低いと認められず、認定基準を緩和することは検討していません。

申請の受付については、学校との連絡を密にとる必要があること及び認定後の文書のやり取りが学校を通してなされることから、原則として学校での受付としています。なお、当市では申請手続きに民生委員の証明は必要ありません。

年度途中で申請ができることについては、案内文書、ホームページに掲載しています。

- ③義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。（学校給食センター）

【回答】

学校の給食費は、給食の材料代の対価として保護者に負担していただくことになっており、無料とすることは考えておりません。

- ④放射線被ばくから子どもを守るため、食の安全管理を万全にしてください。

（学校給食センター）

【回答】

主な食材の産地を市のホームページで公表しています。

また、放射線量測定器を導入し、測定結果を市のホームページで公表しています。

⑤女性、特に妊産婦や高齢者に配慮した避難所に改善してください。 (市民安全課)

【回答】

当市では、災害時の避難所として市内 39 の小学校と中部大学を指定しています。

指定避難所の備蓄物資については、これまで備蓄していた乾パンから、柔らかく食べやすいクラッカーへ変更しました。また、市の防災倉庫では、粉ミルクや子ども用及び大人用のオムツを備蓄しています。避難所において物資が不足した際には、災害時の応援協定を締結している市内の赤ちゃん用品店や量販店により、物資を確保するとともに避難所へ搬送することとなっています。

なお、指定避難所が開設された際には、授乳室や更衣室など、テントを使用して設置するなど、性別等に配慮した運営を行い、日頃からの防災意識啓発事業の中で、市民及び市職員に周知啓発していきます。

4. 国保の改善について

①国民健康保険制度の都道府県単位化に反対してください。 (保険医療年金課)

【回答】

国民健康保険制度の安定的な維持・運営を図る中で、財政運営リスクの低減を目的とした国民健康保険制度の都道府県単位化の推進については、必要と考えています。

★②保険料(税)について (保険医療年金課)

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。

エ. 所得減少による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

【回答】

国民皆保険制度の基幹である国民健康保険制度の継続的、安定的な運営のためには、累積赤字を何もせずに見越することはできません。平成20年4月には、後期高齢者医療制度の創設に伴い新たな支援金や前期高齢者医療に係る財源調整制度の新設、並びに特定健診や保健指導実施の医療保険者への義務化など、医療制度が改定されたことから、税率の見直しを実施し、また、平成23年4月からは課税限度額の引き上げを実施したところです。所得の少ない世帯へは、「7・5・2割軽減」を実施するなど、低所得世帯への影響を極力抑えるよう配慮しています。

★③保険料(税)滞納者への対応について (保険医療年金課)

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。万一「短期保険証」を発行する場合でも、有効期限は最低6か月としてください。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。

【回答】

資格証明書の発行については、納税面談にも応じていただけない世帯に対して、実施しています。また、短期証については、折衝機会の創出を目的として交付しています。

本市では、毎週水曜日（～PM7:00）及び毎月最終日曜日を納税相談日とするなど、相談機会を広く設けるとともに加入者の生活実態などを把握する中で、滞納者への対応を実施しているところですので、ご理解ください。

なお、差押えなどについては、被保険者間の負担の公平の観点から、国税徴収法・地方税法に基づき、適正に事務を進めています。

無保険者の調査の実施については、現在予定していません。

- ④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。（保険医療年金課）

【回答】

一部負担金の減免制度については、災害や事業の休廃止、失業その他の理由により、一部負担金の支払いが困難になった方に対し、生活保護基準額の1.1倍までを免除、1.1～1.2倍までを減額とする取り扱いを実施しています。また、ホームページに制度の案内を掲載しています。

## 5. 障がい者・児施策の拡充について

- ①障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの自己負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を、課税世帯を含めてなくしてください。（障がい福祉課）

【回答】

障がい福祉サービスの利用者負担については、現在、障がい者本人の収入で認定することとなっており、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。

国においては、平成24年4月より自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなりました。また、補装具費についても障がい福祉サービス費と合算し、負担上限額を超えた部分を高額障がい福祉サービス費として支給することとなりました。このように、負担能力に応じた利用料となっていることから、課税世帯における利用者負担の軽減について、実施する予定は有りません。

- ②訪問系サービス、移動支援の支給時間は、余暇利用を含めて障がい者・児が必要とする時間を支給してください。（障がい福祉課）

【回答】

障がい福祉サービス及び地域生活支援サービスにおいては、市が定める支給決定基準に基づいて支給量を決定しています。これは、障がい程度区分だけでなく、障がい者が生活する環境を考慮したものとなっています。また、基準を超えた申請については定形外として検討し、障がい程度区分判定審査会の意見を聴取することとしています。

- ③移動支援は、通所・通学にも利用できるようにしてください。（障がい福祉課）

【回答】

移動支援事業は、行動援護の対象とはならない障がい者について、補完するものとされています。行動援護についても通勤・通所・通学など、通年かつ継続する内容については対象としていないため、移動支援もこれに準じています。ただし、経路習得など、訓練のために一時的に必要な支援については、期間を限定して支給決定してい

ます。

- ★④障がい者の介護保険制度における利用料負担は撤廃してください。当面、障がい者の介護保険にたいし障害者自立支援法の軽減措置と同様に、住民税非課税世帯からの利用料徴収をやめてください。  
(介護保険課)

【回答】

障害者自立支援法によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当者として定率負担額がない方で、一定の条件に該当する方が訪問介護等を利用する場合に利用者負担額の全額を免除する制度があります。

- ⑤避難所のバリアフリー化をすすめてください。  
(教育総務課)

【回答】

春日井市では市内 39 小学校の体育館を指定避難所としています。小学校の体育館は、児童が授業や部活動で運動をする場所であり、膝や足首等の安全を確保するため、弾力性を持たせる必要があり、フローアの下地に鋼製床組を使用しています。従いまして、地面より床がある程度高くなっています。

入口にスロープ等が設置してある学校も少数ございますが、ほとんどの小学校は組み立て式の簡易のスロープで対応しています。

- ⑥集団での避難生活が困難な障がい者・児、特別な介護を含む援助が必要な障がい者・児、高齢者を対象とした、個室対応も可能とする福祉避難所を設置してください。

(高齢福祉課、市民安全課)

【回答】

地震等の災害発生時には、各小学校に指定避難所が開設されるとともに、市内 12 か所の公共施設には障がいのある方や高齢者など、避難時に特別な配慮が必要な方々を対象とした災害時要援護者避難所が開設されます。また、「災害時における要援護者等の受入れに関する協定」を市内の民間社会福祉施設等と締結しており、特別な援助が必要な方を受入れていただくこととしています。

- ⑦地域の防災関係者が「災害時要援護者」の情報共有ができるようにするとともに、一定の条件の下に、障がい者団体や支援団体等にも情報を開示してください。また、地域での情報喪失も想定し、福祉圏域間での共有、県との共有を考えてください。

(高齢福祉課、市民安全課)

【回答】

災害時要援護者を地域で支援するため、個人情報提供に同意した人の情報を区・町内会・自治会及び民生委員に提供し、災害時に備えて情報共有をしています。

## 6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。

(健康増進課)

【回答】

本市のがん検診は、毎年、対象の市民に受診券を送付し、受診を勧めています。受診料(自己負担)については、受益者負担を原則として、診療報酬を基準とした料金を受診者にご負担いただいています。ただし、その年度における年齢が70歳以上の全ての市民と、69歳以下で、次の条件に該当する市民については、無料で受診することが出来ます。

- 1 春日井市国民健康保険加入者
- 2 愛知県後期高齢者医療制度加入者



### 3 生活保護世帯の人

### 4 世帯全員が市民税非課税の人

歯周疾患検診としては、40・50・60・65・70歳の節目年齢の方を対象に、指定医療機関において個別検診を無料で実施しています。また、成人全般を対象とした集団健診（歯周病予防教室）を無料で年4回実施しています。

- ②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。（健康増進課）

#### 【回答】

本市では、40歳未満の住民を対象とした健康診査として、18～39歳を対象とした集団健診を無料で年間10回実施しています。

## 7. 予防接種について

- ★①Hib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種は無料で受けられるようにしてください。（健康増進課）

#### 【回答】

本市では、国の子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業に併せ、平成23年4月からHib、小児用肺炎球菌、HPVワクチンの予防接種を実施しています。これらの予防接種は、現在のところ任意予防接種であることから、被接種者には受益者負担として、接種費用の1割程度の自己負担をお願いしています。

- ②高齢者用肺炎球菌、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスワクチンの任意予防接種に助成制度を設けてください。（健康増進課）

#### 【回答】

本市では、平成22年9月から高齢者肺炎球菌ワクチンの接種費の助成事業を実施しています。

また、水痘（みずぼうそう）、流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）、B型肝炎、ロタウイルスについては、国の予防接種部会にて定期予防接種化に向けた検討を進めていることから、国の動向を注視しながら、必要に応じ検討を進めていきます。

## 8. 生活保護について

- ★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。生活保護が必要な人には早急に支給してください。（生活援護課）

#### 【回答】

生活援護課では、専任の面接相談員を複数配置して、相談者の生活状況を可能な限りの確に把握し、他法活用等の助言を適切に行うよう努めていますが、生活保護申請の意思が確認された場合には、すみやかに申請書を交付しています。

また、申請書受理後は、法定期限内での保護開始決定に努めています。

面接相談においては、手持ち金や、電気、ガス、水道の使用状況などを確認するとともに、状況に応じて、社会福祉協議会による緊急小口融資などとの連携を図り、対応しています。

- ②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。（生活援護課、人事課）

**【回答】**

職員の配置については、前年度に比べて正規職員を2名増やして対応しています。来年度以降も状況に応じて正規職員の増員について検討していきます。

③弱者の生存権侵害につながりかねない警察官OBの窓口等への配置はやめてください。

(人事課、総務課)

**【回答】**

現在、警察官OBの窓口等への配置を行っていますが、生存権侵害にあたるようなサービスはいたしておりません。今後も、適正な人材配置に努めていきます。

**【4】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。**

**1. 国に対する意見書・要望書**

①消費税増税法および社会保障制度改革推進法は撤回してください。また、マイナンバー制度は導入しないでください。  
(財政課、保険医療年金課、収納課)

**【回答】**

国は、国民一人一人に番号を付番する「マイナンバー制度」を導入し、税や社会保障制度の中で使用していくこととしていますが、詳細については決定していません。市では、国等に対して意見書、要望書の提出は考えていませんが、国等の税、社会保障に対する動向を注意深く見守っていきたいと考えています。

②消えた年金問題を全面解決し、消費税を財源にすることなく全額国庫負担による「最低保障年金制度」をつくってください。その際、すべての高齢者の無年金・低年金の改善に役立つものにしてください。受給資格年限を短縮し、安心してらせる年金制度を確立してください。年金支給年齢の引き上げは行わないでください。特例水準解消を理由とした2.5%の年金削減は撤回してください。年金の自動削減装置である「マクロ経済スライド」を撤回してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。  
(保険医療年金課)

**【回答】**

全国都市国民年金協議会を通じ、制度の充実と事務の円滑な推進を図るため、無年金者、低所得者等について、国の施策として救済・改善措置を実施すること等を要望しています。

③後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険の都道府県単位化は行わず、国庫負担を増額してください。  
(保険医療年金課)

**【回答】**

高齢者医療制度について、社会保障制度改革国民会議で検討することなどを盛り込んだ「社会保障制度改革推進法」が成立したことにより、今後も引き続き、国の動向に注視していきます。

④介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護・福祉労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。生活支援の「45分」への時間短縮を元に戻してください。  
(介護保険課)

**【回答】**

介護保険の国庫負担や介護労働者の処遇改善については、今後の状況により必要となった場合には、市長会等を通じて要望をしていきます。

⑤子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で創設してください。現物

給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(保険医療年金課、子ども政策課)

**【回答】**

市長会を通じて、子どもの医療費無料化制度の創設及び妊産婦健診の補助金拡充について要望しています。

- ⑥東日本大震災で明らかとなった公立病院・公的病院の役割が充分発揮されるよう、病院の統廃合・病床削減をやめて、ペナルティーなしの地域医療再生のための交付金を支出してください。また、地域医療充実につながるような診療報酬改定を行ってください。

(市民病院管理課)

**【回答】**

診療報酬改定については、引き続き要望していきます。

- ⑦障がい者・児が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。障がい福祉サービス利用者が、介護保険で要支援と認定された場合、従来の障害福祉サービス利用が大きく制限されることなどから、介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険制度を選択できるようにしてください。

(障がい福祉課)

**【回答】**

障害者自立支援法第7条には、同様のサービスについて介護保険制度を優先するよう明記されています。ただし、デイサービスなど、日中の活動場所については障がい特性に応じたサービスを選択し、利用していただくことができます。また、就労訓練等の給付に関しては要支援や要介護が認定されても利用していただくことができます。

- ⑧H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)の任意予防接種を定期接種としてください。

(健康増進課)

**【回答】**

H i b、小児用肺炎球菌、HPV、高齢者用肺炎球菌、水痘(みずぼうそう)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、B型肝炎、ロタウイルスのこれら8つのワクチンについては、厚生労働省の予防接種部会にて定期予防接種化に向けた検討を進めていることから、国の動向を注視しながら、必要に応じ検討を進めていきます。

## 2. 愛知県に対する意見書・要望書

### (1)福祉医療制度について

- ①福祉医療制度(子ども・障がい者・母子家庭等・高齢者医療)を縮小せず、存続・拡充してください。

(子ども政策課、障がい福祉課、生活援護課、高齢福祉課、介護保険課、保険医療年金課)

**【回答】**

現在、県において福祉医療制度の見直しが進められており、本年度中に見直し案が示される予定となっていますので、今後の県の動向を注視していきます。

- ②子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付(窓口無料)で実施してください。

(保険医療年金課)

**【回答】**

現在、県において福祉医療制度の見直しが進められており、本年度中に見直し案が示される予定となっていますので、今後の県の動向を注視していきます。

③障がい者医療の精神障がい者への補助対象を、一般の病気にも広げてください。  
(保険医療年金課)

【回答】

現在、県において福祉医療制度の見直しが進められており、本年度中に見直し案が示される予定となっていますので、今後の県の動向を注視していきます。

④後期高齢者医療対象者のうち住民税非課税世帯の医療費負担を無料にしてください。当面、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。  
(保険医療年金課)

【回答】

現在、県において福祉医療制度の見直しが進められており、本年度中に見直し案が示される予定となっていますので、今後の県の動向を注視していきます。

(2) 県民の医療を守るために

①後期高齢者医療制度について (保険医療年金課)

ア. 後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障がい者医療費助成制度を適用してください。

イ. 後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。

【回答】

この内容について、県への要望等は考えていません。

②国民健康保険への県の補助金を増額してください。 (保険医療年金課)

【回答】

三位一体改革により、平成 17 年度から県財政調整交付金の導入等が図られるなど、県補助金は増額されています。

③障害福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くす補助制度を創設してください。  
(障がい福祉課)

【回答】

障がい福祉サービスの利用者負担については、現在、障がい者本人の収入で認定することとなっており、本市では国が定める負担上限額を障がい福祉サービスと地域生活支援サービスを合算して適用することにより、負担の軽減を図っています。

国においては、平成 24 年 4 月より自立支援法を一部改正し、利用者負担について応能負担を原則にすることとなりました。また、補装具費についても障がい福祉サービス費と合算し、負担上限額を超えた部分を高額障がい福祉サービス費として支給することとなりました。このように、負担能力に応じた利用料となっていることから、課税世帯における利用者負担の軽減について、実施する予定は有りません。

④コロニー中央病院を障がい者・児の専門医療機関として拡充してください。また、県東部地域にも同様の医療機関を設けてください。  
(障がい福祉課)

【回答】

コロニー中央病院が再編される中、本市では、地域自立支援協議会に医療部会を設置し、地域の医療機関でコロニー中央病院にかわる医療を受けられるよう啓発し、働きかけをしています。

⑤東海・東南海・南海の三連動地震に対し、県内の災害時医療体制を確立・充実してください

い。とりわけ、災害拠点病院がその機能を発揮できるように、財政的援助も含め充実してください。  
(市民病院管理課、医事課)

【回答】

春日井市民病院は、平成 22 年 3 月に災害拠点病院の指定を受けており、災害時に備え、適切な食料、医薬品、燃料等の備蓄の確保や、通信、ライフラインの機能保持に努めています。

また、必要な財政的援助については、引き続き要望していきます。

⑥ 県立病院については、民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担ではなく、県民医療全体に対する役割を堅持し、より一層充実させてください。  
(健康増進課)

【回答】

全国的に医師不足が叫ばれる中、県立病院のみで県民医療を支えるのは難しいと思われまますので、限りある医療資源を有効に活用するために民間病院や他の公立病院との機能分担、役割分担を図ることは、やむを得ないことと考えます。

⑦ 厚労省通知「看護師等の『雇用の質』の向上のための取組について」に基づいて看護師等の勤務環境の改善を図るとともに、看護師の大幅増員を図ってください。(市民病院管理課)

【回答】

看護師については、積極的な採用を進めてきたところです。また、ワークライフバランスの問題に取り組み、勤務環境の改善を図っています。

### 3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

① 愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。  
(保険医療年金課)

【回答】

この内容について、県への要望等は考えていません。

② 低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。  
(保険医療年金課)

【回答】

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。

③ 保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。  
(保険医療年金課)

【回答】

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。

④ 後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。  
(保険医療年金課)

【回答】

この内容について、広域連合への要望等は考えていません。